



# なよろの除雪 (No.76)

除雪についての情報やお知らせを「なよろの除雪」と題して掲載します

## ◆問い合わせ

建設水道部都市整備課

☎01655③2511 (代表)

✉ny-kanri1@city.nayoro.lg.jp



## ／ 道路の排雪の遅れによりご不便をおかけいたしました

多くのご意見・ご要望をいただいておりますが、人手・機械などが限られているなかで優先順位をつけて作業を行っているため、すべての要望に応えることができておりません。より良い道路環境の確保に努めてまいりますので、引き続き皆さまのご理解・ご協力の程お願い申し上げます。

## 3月によくある、雪や道路に関するお問い合わせ

### ①道路の雪が溶けてザクザクで通りにくい。わだちがひどい。

通常は除雪作業の際に対応します。道路状況を確認し、特に必要と判断した場合は別に削る作業を行う場合がありますので、市役所にご連絡ください。

### ②雪が解けたら道路に不具合が見つかった(道路に穴ぼこ、縁石や排水が壊れているなど)

雪解け時期の道路では、舗装の隙間に溜まった水が寒暖差で凍結と融解を繰り返し、舗装にひびが入るほか、穴があいたり段差ができることがあります。道路に大きなひび割れや穴を見つけたら、市役所にご連絡ください。

### ③空き家の屋根の雪が落ちそう

道路に落雪する危険がある場合は市役所に、私有地に落雪する危険がある場合は直接所有者にご連絡をお願いいたします。危険な空き家がある場合、法務局で所有者を調べることができます。

市役所から所有者へ注意喚起を行うことはできませんが、代わりに雪下ろしを行うことはできません。

損傷報告は名寄市LINE公式アカウントからも行えます。ぜひ友だち登録をお願いします。登録は右のコードから▶



## 賃貸住宅の退去トラブルを防ぐには!

## 名寄市 消費生活センター通信

問い合わせ 消費生活センター ☎01654②3575



大学生の娘が4年ほど入居した築25年の賃貸アパートを退去することになり、母親が退去の立ち会いをした。壁や床などの補修費用や清掃代などで合計13万5千円になり、敷金6万円を差し引いた7万5千円を請求された。精算書の内容に納得がいかず、入居時の壁や床は新品ではなかったと不動産屋に言ったら、新品だったと言われた。指摘されたシミや傷についても娘はやっていないと言っている。(当事者：学生 女性)



- ◆国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では、通常使用による破損や経年変化によるものは家主の負担、通常の使用方法を越える使い方によって生じたものは借主(入居者)の負担とされています。
- ◆入退去時は、できる限り家主や仲介業者などの家主側と一緒に部屋の現状を確認しましょう。その際、確認した内容をメモに残したり、修繕が必要と思われる箇所の写真を撮ったり、証拠となる記録を残すことが大切です。
- ◆修繕費用を請求された場合、内容をよく確認し、納得出来ない点は家主側に十分な説明を求めましょう。
- ◆退去時のトラブルを未然に防ぐためには、入居前に部屋に傷や汚れがないか写真で記録しておくことが大切です。ハウスクリーニングは借主(入居者)が負担とするなどの特約は、原則として有効となるため、契約前に契約書をよく読み、退去時の特約などを確認しておきましょう。



困ったときは、消費生活センターに相談してください。